

# 低入札価格調査対象工事に係る監督体制等の強化に係る運用基準

## 目的

近年、本市が発注する建設工事等において、低入札価格調査対象工事（以下、「対象工事」という。）の増加が見受けられ、品質確保への支障、安全対策の不徹底、下請けへのしわ寄せが懸念されることから、対象工事については品質確保への取組みや工事現場の運営、取締り等の強化を図る必要があり、発注者の監督体制強化・施工体制の点検・下請け契約状況の調査等を通じて抑止対策を講じることとする。

## 第1 監督体制等の強化

魚津市低入札価格調査制度対象工事の監督体制等の強化に係る実施要領（以下「要領」という。）第10条に規定する監督体制強化に関する措置は、**別表1**及び**別表2**のとおり運用すること。

**別表1**

監督体制の強化に関する事項	監督体制等の強化の実施内容
(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング	当該工事の事業主管課長（以下「課長」という。）は、請負業者に対して施工体制台帳の提出を求めるとし、施工台帳の提出に際しては、請負業者からヒアリングを行うものとする。なお、ヒアリングにあたっては、魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成23年4月1日施行、以下「実施要領」という。）第6条の規定に基づく調査時の内容と整合し、適正に工事が施工されるかの確認を行うこと。その際、内容の整合がとれていない場合は、その理由を詳細に聴取すること。 監督員は、その内容について「施工計画書の強化点検簿（様式2）」に記録し、課長に報告すること。
(2) 施工計画書のヒアリング	課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して、請負人からその内容についてヒアリングを行うこと。なお、ヒアリングにあたっては、実施要領第6条の規定に基づく調査時の内容と整合し、適正に工事が施工されるかの確認を行うこと。その際、内容の整合がとれていない場合は、その理由を詳細に聴取すること。 監督員は、その内容について「施工計画書の強化点検簿（様式2）」に記録し、課長に報告すること。
(3) 重点的な監督業務の実施	① 監督を実施する頻度は、当該工事と同種同規模程度の工事で一般的に想定される現場での監督回数の概ね1.5～2.0倍程度とすること。 監督員は、その内容について「監視点検簿（様式3）」に記録し、課長に報告すること。 ② 監督を実施する場合は、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った工事が実施されているかの確認を行うこと。その際、実際の工事が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取すること。監督員は、その内容について「強化点検簿（様式4）」に記録し、課長に報告すること。 ③ 監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査を実施するにあたっては、立会することを原則として入念に行うものとする。（机上での確認は不可とする） ④ 監督員は、上記②及び③の監督を実施したときは、工事の概要、施

	工状況、工程及び施工体制等の状況を「監督体制の強化調査報告書（様式1）」に記録し、課長に報告すること。
（4） 労働安全担当機関との連携	課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から、必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。
（5） 厳格な検査の実施	検査は、主任技術者又は監理技術者の立会をを求めるものとし、原則として財政課の検査員が行うものとする。検査員は施工中においても中間確認を行うものとし、監督員は、確認回数及び項目について工事契約後に検査員と協議すること。
（6） 調査結果内容の報告	課長は、「監督体制の強化調査報告書（様式1）」及び「各点検簿」を魚津市請負工事執行適正化委員会へ提出し、調査結果内容について報告すること。

低入札価格調査に伴う監督体制の強化内容

別表 2

監督強化項目	内 容
<p>施工計画書の強化点検 (工事着手前) 監督員・担当係長  「様式 2」</p>	<p>施工計画書および下請負契約について、現場代理人、主任技術者又は監理技術者から書面による説明を求め、確認・承認する。 以下について点検を実施し、監督員及び担当係長が「施工計画書の強化点検簿」に記載する。 ○施工体制（工事施工体制、下請負契約、下請負契約価格） ○計画工程表（設計との比較、現場条件適用性） ○主要資材（設計との比較、規格） ○施工方法（主要機械、仮設整備計画、工事用地等を含む） ○施工管理計画（出来形、品質確保） ○安全管理、緊急時体制（安全対策、安全管理） ○交通管理、環境対策、建設副産物の適正処理等 ○その他（個別の確認事項）</p>
<p>監視点検 (施工中の現場稼働日) 監督員  「様式 3」</p>	<p>監督員の確認必須項目について、必要に応じてその実施頻度を増す。 以下について点検を実施し、監督員が「監視点検簿」に記載する。 ○施工体制（施工体制台帳との比較） ○計画工程表（施工計画書との比較） ○主要資材（施工計画書、承諾願いととの比較、中古品の有無、規格） ○施工方法（施工計画書との比較） ○施工管理計画（施工計画書との比較） ○安全管理、緊急時体制（危険作業の有無、安全管理） ○交通管理、環境対策、建設副産物の適正処理等（施工計画書との比較） ○その他（個別の確認事項）</p>
<p>強化点検 (施工中 1回/月) 監督員・担当係長、 検査員(施工中 1回/工事)  「様式 4」</p>	<p>現場代理人及び主任技術者（監理技術者）と以下について点検を行い、監督員及び担当係長が強化点検簿に記載する。 ◎強化点検簿及び監視点検簿の確認 ○施工体制（施工体制台帳との比較） ○計画工程表（施工計画書との比較） ○主要資材（施工計画書、承諾願いととの比較、中古品の有無、規格） ○施工方法（施工計画書との比較） ○施工管理計画（施工計画書との比較） ○安全管理、緊急時体制（危険作業の有無、安全管理） ○交通管理、環境対策、建設副産物の適正処理等（施工計画書との比較） ○その他（個別の確認事項）</p>
<p>監督員報告  「様式 1」</p>	<p>「監督体制の強化調査報告書」及び「各点検簿」をまとめ、報告書を作成し課長に報告する。</p>
<p>委託業務</p>	
<p>測量設計業務中 監督員・担当係長  「様式 5」</p>	<p>①照査技術者を2名以上とし、委託業務の技術上の管理を強化する。 ②成果品照査報告書の提出を各段階で求め、照査技術者からヒアリング等を実施し、成果品の品質及び正確性を確認する。</p>

## 第2 特記仕様書への明示等

別表1に掲げる措置を講ずることに伴い、表1の記載例を参考に明示するものとする。なお、特記仕様書に明示することにより契約の一部となることに留意すること。

表1

特記仕様書記載例
<p>(低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化)</p> <p>第〇〇条 請負人は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、魚津市建設工事請負契約約款に定める下請人通知書、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図の提出に際し、発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は、応じなければならない。</p> <p>2 請負人は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は、応じなければならない。</p> <p>3 請負人は、監督員が当該工事の監督業務を行う際は、主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。</p>